

任意継続についてのご案内

在職中の被保険者期間が、2ヶ月以上あれば手続きいただけます。
任意継続は資格喪失日から取得することとなり、取得日の属する月から、任意継続で保険料が掛かります。

※ 離職理由等により、国民健康保険の保険料の方が、安くなることが御座います。合わせてご確認のうえ、ご検討下さい。

手続き方法

資格喪失日（退職日の翌日）以降、20日以内に『健康保険任意継続被保険者資格取得申請書』を健保へご提出下さい。

納付方法

- ① 毎月払い（納付期日：毎月10日）
- ② 前納払い（納付期日：前納期間の前月の末日）

・納付書払い

・ネットバンキング等

※ 振込み手数料は、被保険者負担となります。

※ ネットバンキング等ご使用いただいた場合、別途領収書は交付できません。

※ 口座引落としはできません。

納付方法（納付期日）			納付額
・初回保険料（納付期日：取得処理日の翌日から10日） ・毎月払い（納付期日：毎月10日）			円
前納払い	年間前納	〔令和 年 月～翌年3月〕 納付期日：令和 年 月 日	円
	半期前納	〔令和 年 月～当年9月〕 納付期日：令和 年 月 日	円
		〔当年10月から翌年3月〕 納付期日：令和 年 月 日	円

任意継続のよくある質問

Q1 在職中に交付されていた証書（被保険者証・資格確認書等）をそのまま使うことはできますか？

A1 任意継続被保険者になると、新しい記号・番号に変更になる為、それまで使用していた証書をそのまま使うことはできません。

また、任意継続の手続きは、事業主から提出される喪失届の処理が完了していないと行うことができません。喪失届には、在職中に交付していた被保険者証等の証書の添付が必要になりますので、退職後速やかに返却いただくこととなります。

Q2 納付期日までに保険料の納付ができませんでした。被保険者資格はどうなりますか？

A2 初回保険料 …………… 初回保険料が納付期日までに納付されなかった場合は、任意継続の資格取得日に遡って取消となります。

毎月払い保険料 …… 納付期日の翌日で資格喪失になります。

Q3 退職後1年が経過して前年の収入が減りましたが、保険料額は変わりますか？

A3 任意継続は、退職時の標準報酬月額を基に2年間保険料計算されます。前年の収入によって保険料額は変わりません。

※ 保険料率および上限等級の改定に伴い保険料額が変わる場合がございます。

任意継続被保険者の資格喪失について

任意継続被保険者は以下の場合
資格を喪失いたします。

- ① 【満了喪失】 任意継続の被保険者期間が2年を経過したとき
- ② 【健保取得】 被用者保険（健康保険・船員保険・共済組合）の被保険者となったとき
- ③ 【不払喪失】 毎月払いの保険料を納付期日までに納付しなかったとき
- ④ 【任意脱退】 被保険者が任意継続被保険者でなくなることを希望する旨、健保に申出書を提出したとき
- ⑤ 【75歳喪失】 失被保険者が75歳に達したとき
- ⑥ 【死亡喪失】 被保険者が死亡したとき

就職したとき

就職し健康保険に加入した場合、必ずそちらの資格が優先されるため、新しい健康保険の資格取得日で任意継続を喪失することとなります。

⇒ 喪失手続きが必要になりますので、健保担当者へご連絡下さい。

その他の理由で資格を喪失したいとき

任意継続被保険者が、

- ・ 国保へ加入したい
- ・ 家族の被扶養者になりたい

ときは、まず任意継続の資格喪失する必要があります。

この場合の喪失方法は、上記③・④のどちらかのみとなります。

⇒ 任意脱退の手続きをご希望される場合は、申出書を送付いたしますので健保担当者へご連絡下さい。

資格喪失日はいつですか？

① 【満了喪失】任意継続の被保険者期間が2年を経過かしたとき

例) 任継の資格取得日が令和6年10月1日付の場合、令和8年10月1日付喪失

② 被用者保険（健康保険・船員保険・共済組合）の被保険者となったとき

喪失日：勤務先で健康保険資格を取得した日

例) 新しい保険の資格取得日が令和6年7月15日の場合、令和6年7月15日付喪失

③ 【未納喪失】毎月払いの保険料を納付期日までに納付しなかったとき

喪失日：納付期日の翌日

例) 令和6年10月分保険料（納付期日：令和6年10月10日）の場合、令和6年10月11日付喪失

④ 【任意脱退】被保険者が任意継続被保険者でなくなることを希望する旨、健保に申出書を提出したとき

喪失日：健保で申出書を受付けた月の翌月1日

例) 令和6年10月1日～10月31日までに健保で申出書を受付けた場合、令和6年11月1日付喪失

⑤ 被保険者が死亡したとき

喪失日：死亡日の翌日

⑥ 被保険者が75歳に達したとき

喪失日：75歳の誕生日

※ 資格喪失日の属する月以降の保険料は還付することとなります。

例外として資格取得日の属する月に資格喪失した場合は、資格喪失日の属する月であっても保険料の還付は御座いません。